

やっぱり、ダメ!!

法廷内での

手錠・腰縄





手錠は両方の手のひらを内側に向けてされるんです。なので、立って歩くときはどうしても前かがみでうつむいた姿勢になってしまう・・・
まるで私が悪いです、すみませんと言わされているようです。
手錠と腰縄を外して、法廷に入ることはいできないのでしょうか。





刑事裁判を受ける人が手錠と腰縄をつけたまま法廷に入ってきた姿をみてびっくりしました。

でも、刑事裁判を受ける人が逃げないためには仕方ないのでは？

被告人の人権と逃亡の防止……………4P・5P



裁判が始まったら、手錠と腰縄をはずしていますよね？
公判廷における身体不拘束の原則……………5P

悪いことをしたのだから、手錠と腰縄されても、仕方ないのでは？
無罪推定の権利……………5P



刑事裁判を受けるからって、
そんな姿を人に見られてしまうの？
個人としての尊厳……………4P

海外では、どうなってるの？
ヨーロッパや韓国の例……………6P



刑事裁判を受ける人は
手錠腰縄姿についてどう思ってるの？
アンケート……………5P





なぜ刑事裁判を受ける人*は手錠と腰縄をつけたまま入廷するのでしょうか。

※犯罪を行ったと疑われて捜査の対象となった人(被疑者)や被告人のことをいいます。

逃走や他の人に暴力をふるったりすることを防ぐための措置といわれています。



でも、裁判が始まったら、手錠と腰縄を外していました。

法廷の中では刑事裁判を受ける人一人に対して少なくとも二人の刑務官が付き添い、監視しています。裁判が始まったら手錠と腰縄を外しているので、心配はあたらないと考えられます。



手錠と腰縄をされている姿を見られるのは、誰だって恥ずかしく、いい気持ちはしないと思います。

そのとおりですね。これまでも、手錠・腰縄をされている姿を人目にさらすことは、人権上問題があるとされてきました。

被告人の方から聞き取ったアンケートでも、傍聴人や裁判官に手錠・腰縄姿を見られたときの気持ちについて、「恥ずかしかった」「見られたくなかった」「屈辱的だった」「罪人だと思われると感じた」という回答が多数ありました(P5アンケート参照)。



裁判が始まったら、手錠と腰縄をはずしていますよね？



解説① 公判廷における身体不拘束の原則とは
刑事裁判を受ける人が、裁判で言いたいことを言えるよう、また、裁判が公平であることを保つために、公判廷においては、手錠や腰縄によって身体を拘束してはいけないという刑事裁判の原則があります。ですから、法廷の中では、手錠と腰縄を外す方向で考えなければなりません。



悪いことをしたのだから、手錠と腰縄をされても、仕方がないのでは？



解説② 無罪推定の権利とは

無罪推定の権利とは、刑事裁判で有罪が確定するまでは、罪を犯していないものとして扱わなければならないという権利のことをいいます。このため、裁判を受ける人は、無罪の人と同じように取り扱わなければなりません。無罪の推定は、憲法により保障されており、世界人権宣言や国際人権条約でも認められている刑事裁判の原則です。しかし、手錠と腰縄は、この扱いにふさわしいとはいえません。

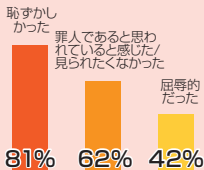


刑事裁判を受ける人はどう思ってるの？

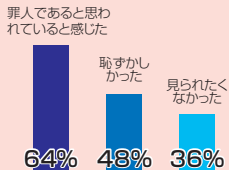


解説③ 被疑者・被告人の方のアンケート集計結果から

傍聴人に手錠・腰縄姿を見られたときの気持ちについて



裁判官に手錠・腰縄姿を見られたときの気持ちについて





諸外国では手錠をしているのですか？

ヨーロッパ

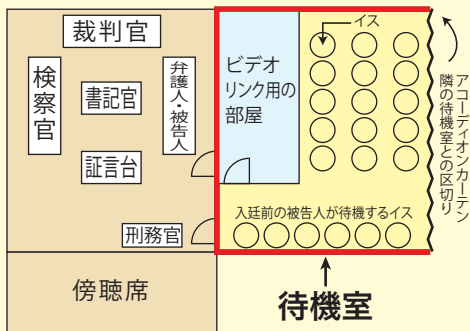
EUでは、法廷内で拘束具を使用すると被告人が有罪であると受け取られるおそれがあるので、そうならないようにするための適切な措置をとることが定められています（EU指令2016/343）。

近畿弁護士会連合会が、アイルランド、イングランド及びドイツを視察調査したところ、それらの国では、被告人は、身体拘束をされずに、法廷に出入りすることが当然であり、例外は極めてまれであることが確認されました。



韓国

韓国では、原則として、法廷内で一切の身体拘束をしていません。刑事法廷に直結する形で被告人用の待機室を設け、その中で、被告人の手錠を外したり、はめたりしています。





では、どのようにして改善していけばよいですか。

大阪弁護士会では、現状を改善する第1歩として、「被告人の手錠腰縄姿が晒されない措置を求める申入書」を作成し、これを弁護人を通して裁判所、拘置所に提出して、改善を求める活動をしています。この申入書を受けて、改善が実現した例もあります。



【提案している改善の具体例】

- ①被告人が法廷に出入りする扉の前に衝立てを設け、そこで解錠・施錠する。
- ②手錠等の解錠後、裁判官、傍聴人が入廷する。



本来なら申入書がなくても、法廷内では手錠と腰縄が施されないようにする必要があるんですよね。

そのとおりです。ただ、この問題については、裁判所・拘置所だけでなく、我々弁護士も、これまで看過してきたという反省もあります。だからこそ、この問題は人権侵害であるという認識を共通にして、皆で早急に解決していかなければならないと思います。



法廷内における 手錠腰縄問題の早期解決を!



現在

各地弁護士会でも取組みがはじまり、裁判所でも入退廷の取扱いが改善されるようになる。

2019.5 大阪地裁での国賠訴訟判決が出る

裁判所は、法廷において傍聴人に手錠等を施された姿を見られたくないとの被告人の利益・期待は、憲法13条の趣旨に照らし法的保護に値する人格的利益であると判断し、可能な限り傍聴人に被告人の手錠等の施された姿がさらされないような方法をとることが求められると判断しました。

2017.12 近畿弁護士会連合会大会で 「刑事法廷内の入退廷時に被告人に手錠・腰縄 を使用しないことを求める決議」を採択

2017.4 大阪弁護士会内に法廷内手錠腰縄問題に関するPT設置

署名活動にご協力ください!! 法廷内における手錠腰縄問題に早期解決を!

大阪弁護士会では、法廷内において被疑者・被告人(以下、「被告人等」)に対して、手錠・腰縄を施さずに入退廷する運用を求めています。これは何より、被告人等が「両親・友人・職場の方々など大切な人に、手錠腰縄姿を見られたくない」「こんな姿を見られたら、委縮して裁判官に言いたいこと言えなくなる」といった気持ちに寄り添うものです。

電子署名を実施しております。ご協力いただける方は、右のQRコードをスキャンして必要事項をご入力ください。



詳しくは
「法廷内での手錠・腰縄
問題を考える」を
ご覧ください

大阪弁護士会HP→TOPページ→大阪弁護士会の活動→委員会紹介→法廷内での手錠・腰縄問題を考える→法廷内手錠腰縄問題に関する特設ページ

URL:<http://www.osakaben.or.jp/01-aboutus/committee/room/tejo-koshinawa/index.php>



大阪弁護士会

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5
大阪弁護士会委員会部司法課(法廷内手錠腰縄問題に関するPT)
お問合せ先 TEL 06-6364-1681(司法課共通)